

復興実施計画（第2期）推進上の基本的な考え方

【計画全体を貫く方向性】

被災者一人ひとりが、安心して生活を営むことができ、将来にわたって持続可能な地域社会の構築を目指す「本格復興」

◎「安全の確保」の原則の方向性

地域の合意と協力を基本に国・地方の総力でまちづくりを推進することにより、「暮らし」と「なりわい」を支える「安全」なまちづくりを概成

◎「暮らしの再建」の原則の方向性

多様な主体の参画と連携し、被災者の生活をきめ細かくサポートすることにより、被災者一人ひとりが、安心して心豊かに暮らせる生活環境を実現

◎「なりわいの再生」の原則の方向性

内外の視点による地域資源の価値の発掘・向上と発信の強化により、復興まちづくりと一体的に地域の「なりわい」を再生し、経済活力を回復

3 今後の主な予定、問い合わせ先

今後、被災地の方々や関係者の皆様のご意見を踏まえながら具体的な計画づくりを行い、平成26年1月には復興実施計画(第2期)の案をお示しし、その後、各地域における説明会の開催やパブリックコメントの実施等を予定しております。

また、ご希望に応じ、各種会合等において復興計画等に関する説明も行ってまいりますので、ご希望・ご要望につきましては、下記までご連絡ください。

【復興実施計画（第2期）策定に係る主な予定】

平成26年1月	復興実施計画（第2期）の案の策定・公表 県内各地域において、復興実施計画（第2期）案の説明会を開催 パブリックコメントの実施
3月	復興実施計画（第2期）決定
4月	復興実施計画（第2期）に基づく事業開始

問い合わせ先：岩手県復興局総務企画課

平成25年9月発行

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

TEL:019-629-6945 FAX:019-629-6944

Eメール:AJ0002@pref.iwate.jp

いわて復興ネット <http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=39696&ik=0&pnp=14>

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画（第2期）の方向性 ～平成25年度中の計画策定に向けて～

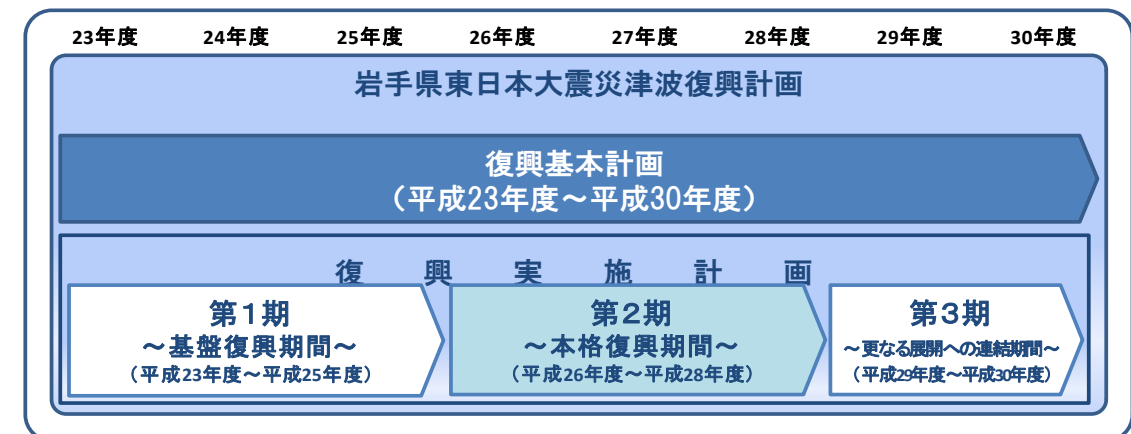
1 岩手県東日本大震災津波復興計画について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震により、岩手県内では多くの尊い命と財産が奪われました。

岩手県は、この大震災津波からの復興に向けた取組を迅速かつ確実に進めていくため、震災発生から5カ月を経た平成23年8月11日に、岩手県東日本大震災津波復興計画を策定しました。

この計画は、平成30年度までの基本方針を定める復興基本計画と、第1期基盤復興期間(平成23～25年度)に実施する復興事業内容を定めた復興実施計画(第1期)から成っています。

《計画の構成及び期間》



2 復興実施計画（第2期）の方向性について

県では、今年度で第1期復興実施計画期間が終了するに当たり、来年3月までに復興実施計画(第2期)を策定することとしています。

これから、具体的な計画づくりを進めていきますが、これまでの復興事業の進捗状況を点検し、復興の加速化や地域の復興を進めるうえで課題となっている事項や長期的課題を踏まえながら、復興実施計画(第2期)を進めるに当たっての視点や基本的な考え方を平成25年9月2日に開催した岩手県復興本部員会議において、次ページ見開きのとおり整理決定しました。

復興実施計画（第2期）を進めるに当たって重視すべき視点

参画

若者・女性等の参画による地域づくりを促進

つながり

多様な主体が連携・活動する相乗効果により復興を加速

持続性

地域資源の発掘・活用など地域社会の持続性を重視した取組

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第2期)の方向性

